

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)

URLをクリックすると関連ホームページにつながります。



市町村	区分	補助額	要件	URL	お問合せ先	お問合せTEL
富山市	住宅取得支援	借入額の3% (上限50万円)	まちなか居住	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryokutoshisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/matinaka-kyojyuu/machinakajutakushien.html	居住対策課	076-443-2112
		25万円(上乗せ有り)	まちなかに住宅を取得した県外在住の個人	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryokutoshisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/matinaka-kyojyuu/multi-habitation.html	居住対策課	076-443-2112
	リフォーム支援	借入額の3% (上限30万円、上乗せ有り)	公共交通沿線居住	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryokutoshisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/matinaka-kyojyuu/ensenjutakushitoku.html	居住対策課	076-443-2112
		改修費の10% (上限30万円)	まちなか居住	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryokutoshisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/matinaka-kyojyuu/machinakajutakushien_2.html	居住対策課	076-443-2112
	家賃補助	改修費の10% (上限30万円)	公共交通沿線居住	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryokutoshisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/koukyoukoutuu-kyojyuu/koukyoukoutuuenenn-rifomu.html	居住対策課	076-443-2112
月額1万円×3年間 (家賃一住宅手当)		まちなか居住	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryokutoshisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/matinaka-kyojyuu/machinakayachinosei.html	居住対策課	076-443-2112	
高岡市	たかおか暮らし支援事業	・新築、建売、新築マンション、中古マンションの購入 借入額の5% (まちなか区域:上限50万円※) (居住誘導区域:上限20万円※) ・中古住宅の購入 取得額の5% (まちなか区域:上限50万円※) (居住誘導区域:上限20万円※) ※若年UIターン世帯、若年子育て世帯、子育て世帯の三世 代同居については、各5万円、最大10万円の加算	【対象】まちなか区域:制限なし 居住誘導区域:UIターン世帯もしくは子 育て世帯	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/curashi/utaku/jose/takaokagurashi.html	建築政策課	0766-30-7291
		・隣接土地の取得 隣接土地取得費用 (限度額:30万円) ・隣接建築物の除却 対象事業費1/2(上限20万円)	【対象】まちなか区域	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/curashi/utaku/jose/takaokagurashi.html	建築政策課	0766-30-7291
		・耐震改修に伴うリフォーム (高岡市木造住宅耐震改修支援事業と同時に行う住宅リ フォーム) ・三世帯同居のためのリフォーム (台所、浴室、トイレまたは玄関のうちいずれか2つを複数設 置するためのリフォーム) ・エコ(高断熱)リフォーム 対象リフォーム工事費の1/3(限度額:20万円※) ※若年UIターン世帯、若年子育て世帯、子育て世帯の三世 代同居については、各5万円、最大10万円の加算	【対象】居住誘導区域(まちなか区域を含む) ※中古住宅購入と重複可	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/curashi/utaku/jose/takaokagurashi.html	建築政策課	0766-30-7291
	高岡市空き家バンク住宅取得支援事業	・空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家の購入 取得額の5% (上限20万円※) ※若年UIターン世帯、若年子育て世帯、子育て世帯の三世 代同居については、各5万円、最大10万円の加算	【対象】居住誘導区域(まちなか区域を含む) UIターン世帯もしくは子育て世帯	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/curashi/utaku/jose/takaokagurashi.html	建築政策課	0766-30-7291
高岡市空き家改修支援事業	・県外移住者の空き家(古民家)リフォーム 空き家リフォーム工事費の2/3(限度額100万円)	【対象者】富山県外(1年以上居住)から高岡市 に転入(5年以内可)し、古民家に5年以上居 住することが見込まれる方 【対象空き家】建築後30年が経過している次世代 に継承すべき古民家(軸組工法、伝統的継手・ 仕口、貫、和瓦、かや葺き屋根) ※改修後も伝統的の家屋要件を継続させるもので あること	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/curashi/utaku/jose/takaokagurashi.html	建築政策課	0766-30-7291	
射水市	住宅取得支援	空き家取得額の1/2 (上限30万円) ※中学生以下の子どもが2名以上の場合は限度額60万円	県外から転入し、空き家バンクを利用した契約者	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=30407	未来創造課	0766-51-6614
		土地取得額の一部 (㎡当たり2,600円、上限60万円)	空き家バンク登録後1年間経過した市街化区域 内の空き家(※空き地含む) 取得者	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuidedtl.aspx?servno=18834	未来創造課	0766-51-6614
	リフォーム支援	対象リフォーム工事費の2/3 (上限30万円)	木造住宅 耐震改修と同時実施	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuidedtl.aspx?servno=285	建築住宅課	0766-51-6683
		増改築・リフォーム工事費の5分の1(上限30万円)	親世帯などと5年以上同居していない世帯が、親 世帯が所有する住宅等をリフォーム工事等を行 った上で、同居すること。 ・リフォーム工事等の着工日3か月前から、工事 完了後6か月までに同居すること。 ・市内業者が施工する既存住宅のリフォーム工 事で工事費の合計が50万円以上であること。 ・世帯員全員が市税等を滞納していないこと。	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=21639	未来創造課	0766-51-6614
	家賃補助	月額2万円(上限)×2年間 (家賃一住宅手当)×1/2	新たに市内の民間賃貸住宅に入居された世帯 ①新婚世帯 ②子育て世帯 ③市外からの転入世帯 世帯合計所得が340万円未満であること。 ①かつ③、②かつ③、②で中学校3年生までの 子が2人以上の世帯は、世帯合計所得が500万 円未満であること。	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=18555	未来創造課	0766-51-6614
魚津市	住宅取得支援	子育て・新婚世帯 一律50万円 ※子育て助成は義務教育終了前の子を養育している世帯 が対象 ※新婚助成は婚姻後2年以内の世帯が対象	・魚津市の子育て・新婚世帯で住宅を取得される 方	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=18040	都市計画課 まちづくり交通係	0765-23-1026
		土地を除く取得額100万円以上の新築・中古住宅取得額の 4%(1万円未満切捨て) ※居住誘導区域内の場合は限度額100万円 ※居住誘導区域外の居住者が居住誘導区域内に住宅取得 の場合は限度額50万円	・魚津市へ転入予定の方で居住誘導区域内に 住宅を取得される方 ※申請日の前1年間において魚津市に居住歴が ないものに限る ・魚津市へ転入して2年以内の方で居住誘導区 域内に住宅を取得される方 ※転入した日の前1年間において魚津市に居住 歴がないものに限る ・魚津市の居住誘導区域外に居住している方 で居住誘導区内に住宅を取得される方	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=18039		
	魚津市空き家・空き地情報バンク	魚津市内で住宅や土地をお探しの方のための 空き家・空き地情報ホームページ「魚津市空き 家・空き地情報バンク」で紹介しています。	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=10236	都市計画課 建築住宅係	0765-23-1031	
魚津市	住宅取得支援	・新築 取得額の10%(上限140万円) ・中古 取得額の50%(上限140万円)	左記、金額は転入者用。(限度額は、子育て 世帯、居住誘導区域内、三世帯同居(近居) などの加算要件を満たした場合)	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1654.html https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1653.html	移住定住推進課	0766-74-8190
	フラット35 【子育て支援型・ 地域活性化型】	フラット35の当初5年間の借入金利率を年0.25%引き下げる 制度	水見市マイホーム取得支援補助金制度か、水 見市住宅リフォーム補助金に該当すること	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1654.html https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1654.html	移住定住推進課	0766-74-8190
	リフォーム支援	・改修費の50% (上限100万円)	①転入者で空き家を購入し、居住のためのリ フォームをした場合 ②三世帯同居をするために、所有する住宅の リフォームをした場合	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1654.html https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1655.html	移住定住推進課	0766-74-8190

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)

URLをクリックすると関連ホームページにつながります。



市町村	区分	補助額	要件	URL	お問合せ先	お問合せTEL
氷見市	家賃補助	2万円×2年間	子育て世帯・新婚世帯・20代・医療介護保育人材	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1654.html https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1657.html	移住定住推進課	0766-74-8190
	氷見産木材活用促進補助	1㎡あたり2万円(上限30万円)	①新築または増改築される木造住宅等で、氷見産木材を3㎡以上使用すること ②内装木質化等の改築を行う木造住宅等で、氷見産木材を1㎡以上使用すること	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/norinchikusan/2/1812.html	農林畜産課	0766-74-8097
	木質バイオマスストーブ設置補助	1基あたり、上限10万円	設置前において未使用品であり、居住する住宅もしくは利用する事務所等に設置される方	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/norinchikusan/2/1815.html	農林畜産課	0766-74-8097
滑川市	住宅取得支援	借入額の3% (上限50万円)	まちなか居住	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/17/4/4/792.html	まちづくり課	076-475-2111 (内線431)
黒部市	住宅取得支援	【転入者】①居住誘導区域内に住宅を取得する場合、100万円補助②市が指定する「まちなか(居住誘導区域内を除く)」または「地鉄沿線」区域の場合、10万円補助③若年世帯(40歳未満)の場合、20万円補助④子育て世帯(小学生以下の子がいる世帯)の場合、10万円補助⑤県外からの転入者は、30万円補助 【市内転居者】①30万円補助②若年世帯(40歳未満)の場合、20万円加算③子育て世帯(小学生以下の子がいる世帯)の場合、10万円加算	【転入者】市外に1年以上居住していた転入者が市内で住宅を取得する場合 【市内転居者】住宅取得のために居住誘導区域内で1年以内に300万円以上の土地を取得した場合 【転入者・市内転居者】 ・住宅の取得に対する費用の支出(移転補償費除く)がある ・取得する住宅について所有権が1/2以上ある ・取得する住宅に3年以上定住する意思がある ・3親等以内の親族からの購入や相続・贈与等による取得ではない ・申請者、対象物件が以前に当該補助金の対象となっていない ・市税の滞納がない	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=1917	都市計画課	0765-54-2647
		空家売買代金の1/5 (上限10万円)	空家情報バンクを利用した契約者	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	都市計画課	0765-54-2647
	リフォーム支援	【登録空家リフォーム補助金】 リフォーム費用の1/2 (上限50万円) ※市が定めた「居住誘導区域」は上限100万円	空家情報バンクに登録された空き家を対象	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	都市計画課	0765-54-2647
		【解体補助金】 対象工事の1/2 上限100万円	市が定めた居住誘導区域内で、新築住宅建設のために空家バンクの空家を解体工事を行う空家の購入者	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	都市計画課	0765-54-2647
	家賃補助	【三世代同居・近居リフォーム補助金】 新規に同居・近居する場合:50万円 前年度に同居・近居している場合:20万円	中学生以下の子をもつ家庭が三世代同居または近居する住宅に対する100万円以上のリフォーム工事を対象	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=7096	子ども支援課	0765-54-2577
		賃貸料の1/5 ×1年間(上限10万円)	空家情報バンクを利用した契約者	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	都市計画課	0765-54-2647
		【移住促進賃貸住宅支援補助金】 月額最大15,000円×2年間	若年(40歳未満)子育て小学生以下の子供がいる世帯	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=15343	都市計画課	0765-54-2647
砺波市	住宅取得支援	【三世代同居・近居者支援】 1 令和3年1月1日以降に契約着工 (1)新築工事 三世代同居 対象工事の1/10 上限107.3(となみ)万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限50万円 (2)建売住宅の購入 三世代同居 購入費用の1/10 上限107.3(となみ)万円 三世代近居 購入費用の1/20 上限50万円 (3)中古住宅の購入 三世代同居 購入費用の1/10 上限20万円 三世代近居 購入費用の1/20 上限10万円 2 令和2年12月31日以前に契約着工 (1)新築工事 三世代同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限10万円 (2)建売・中古住宅の購入 三世代同居 購入費用の1/10 上限20万円 三世代近居 購入費用の1/20 上限10万円 ※対象工事の費用の支払い完了日から1年以内であること ※補助金交付後、三世代同居・近居を3年以上続けること	住宅の新築工事(建売住宅又は中古住宅の購入を含む) ①～⑨の条件を満たすもの ①工事完了後、三世代同居・近居である ②三世代家庭のいずれかが所有する住宅 ③令和3年1月1日以降に契約着工したもの(令和2年12月31日以前に契約着工したもののについては、対象工事の費用の支払日から1年以内であること) ④対象工事が50万円(税込)以上の工事 ⑤三世代家庭の全員及び対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない ⑥三世代家庭に属する者又はその者が代表となる法人が施工する工事を除く ⑦定住促進空き家活用補助金の交付を受けた者を除く ⑧木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く ⑨住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く	・令和3年1月1日以降に契約着工 https://www.city.tonami.toyama.jp/info/1429112402.html ・令和2年12月31日以前に契約着工 http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1616637049.html	都市整備課	0763-33-1447
		【転入者支援】 住宅取得費用の借入額の1/10を助成 ・新築(上限107.3万円) ・中古(上限50万円)	転入世帯・・・夫婦のどちらかが39歳以下、かつ、どちらかが転入の世帯 または 子育て世帯・・・転入する中学生までの子供がいる世帯	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1615180756.html	市民生活課	0763-33-1172
	リフォーム支援	【三世代同居・近居者支援】 三世代同居 増改築工事費の1/10 上限20万円 三世代近居 増改築工事費の1/20 上限10万円 ※対象工事の費用の支払い完了日から1年以内であること ※補助金交付後、三世代同居・近居を3年以上続けること	既存住宅の増改築工事(リフォーム含む) ①～⑨の条件を満たすもの ①工事完了後、三世代同居・近居である ②三世代家庭のいずれかが所有する住宅 ③令和3年1月1日以降に契約着工したもの(令和2年12月31日以前に契約着工したもののについては、対象工事の費用の支払日から1年以内であること) ④対象工事が50万円(税込)以上の工事 ⑤三世代家庭の全員及び対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない ⑥三世代家庭に属する者又はその者が代表となる法人が施工する工事を除く ⑦定住促進空き家活用補助金の交付を受けた者を除く ⑧木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く ⑨住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く	・令和3年1月1日以降に契約着工 https://www.city.tonami.toyama.jp/info/1429112402.html ・令和2年12月31日以前に契約着工 http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1616637049.html	都市整備課	0763-33-1447
		住宅の耐震改修工事費の8/10(上限100万円)	要件を満たす木造住宅の所有者 (一般耐震診断等で耐震補強の必要有りと診断された場合に限る)	http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1300951213.html	都市整備課	0763-33-1447
		空き家の改修費等の1/2(上限50万円) 【三世代同居・近居のための改修の場合】 空き家の改修費等の3/4 同居 上限200万円 近居 上限100万円	空き家バンクを利用して空き家を購入した契約者	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1459243768.html	市民生活課	0763-33-1172
	家賃補助	民間賃貸住宅の家賃を助成 月額1万円(上限)×3年間	転入世帯・・・夫婦のどちらかが39歳以下、かつ、どちらかが転入の世帯 または 子育て世帯・・・転入する中学生までの子供がいる世帯	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1615182224.html	市民生活課	0763-33-1172
		家賃月額1/2(上限1万円)×3年間	空き家バンクを利用して空き家を賃借した契約者	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1459243768.html	市民生活課	0763-33-1172
	引越し補助	運送業者に支払いをした引越経費 (同居1/2 上限5万円 近居1/4 上限2.5万円)	新たに三世代家庭になるため引越しを行う者	https://www.city.tonami.jp/service/2775p/	市民生活課	0763-33-1172
	結婚新生活支援	住宅取得費用、又は住宅賃貸借費用、リフォーム費用、引越費用を助成(上限30万円)	夫婦ともに39歳以下、かつ、夫婦の世帯所得40万円未満の新たに婚姻された世帯	https://www.city.tonami.jp/service/2737p/	市民生活課	0763-33-1172

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)

URLをクリックすると関連ホームページにつながります。



市町村	区分	補助額	要件	URL	お問合せ先	お問合せTEL
小矢部市	住宅取得支援	取得額の10% (転入:上限50万円 (+児童加算一人10万円(中3まで)) (新婚:上限50万円 (+児童加算一人10万円(中3まで)) 転入&新婚:上限100万円(+児童加算一人10万円(中3まで))		http://www.city.ovabe.tovama.jp/ivju/ivosei/1455009960092.html	定住支援課	0766-67-1760
		50万円を限度に助成	小矢部市産の木材を3立方メートル以上使用して1戸建の住宅などを新築、増改築、修繕等する場合	http://www.city.ovabe.tovama.jp/soshiki/sangyokensetsuka/nourinka/shinseisho/nourin/1455010063030.html	農林課	0766-67-1760
	空き家バンク活用リフォーム補助	改修費の10%(上限20万円)	空き家バンクに登録されている建物をリフォームする場合(市内の事業者を利用すること等要件あり)		定住支援課	0766-67-1760
	ペレットストーブ設置支援	5万円を限度に助成	設置経費補助	http://www.city.ovabe.tovama.jp/kurashi/gomikankyo/chikvuondanka/1464913339112.html	生活環境課	0766-67-1760
南砺市	住宅取得支援	新築:100万円+家族加算(1人5万) 中古:60万円+家族加算(1人5万) ※家族加算は申請者を除く ※市指定山間過疎地域は奨励金が1.5もしくは2倍	5年以上南砺市外に居住した方が転入し、転入日から起算し前後3年以内に土地・建物を取得する。 市外からの転入世帯。	http://www.kurashi.city.nanto.tovama.jp	南砺で暮らしません課	0763-23-2037
		新築:30万円 中古:10万円 ※市指定山間過疎地域は奨励金が1.5もしくは2倍 ※令和3年4月1日以降に住宅を取得された場合 新築:50万円 中古:30万円	市内での転居世帯。 土地・建物を取得し転居。	http://www.kurashi.city.nanto.tovama.jp	南砺で暮らしません課	0763-23-2037
	リフォーム支援	購入住宅 改修費の20%(50万円を限度) ※令和3年4月1日以降の工事契約物件で、市内業者で施工を行った場合、補助上限額2倍。 賃貸住宅 改修費の20%(50万円を限度) ※令和3年4月1日以降の工事契約物件で、市内業者で施工を行った場合、補助上限額2倍。	空き家バンクを利用した契約者	http://www.kurashi.city.nanto.tovama.jp	南砺で暮らしません課	0763-23-2037
	リフォーム・増築・建替支援	【多世代新婚世帯】 改修費の20%(上限100万円) 【多世代夫婦世帯】 改修費の20%(上限30万円) 【多世代家族世帯】 改修費の20%(上限10万円) 【多世代若年夫婦世帯】 改修費の20%(上限50万円) ※市指定山間過疎地域は奨励金が1.5もしくは2倍	多世代同居世帯 家族構成に一定の要件を満たす必要がある ※令和2年4月1日以降に同一集落内で同居等をした日から前後1年以内に契約された改修等が対象。	http://www.kurashi.city.nanto.tovama.jp	南砺で暮らしません課	0763-23-2037
	南砺市の木利用促進事業補助金	3万円/㎡、補助限度額60万円	新築・増改築に南砺市産の木材を1㎡以上使用	https://www.city.nanto.tovama.jp/cms-sypher/www/service/detail_isp?id=22266	林政課	0763-23-2017
	木造住宅耐震改修支援事業	耐震化工事費の4/5 補助限度額100万円	昭和56年5月以前の木造住宅の耐震化工事		建設維持課住宅係	0763-23-2022
	克雪住宅普及事業	落雪式 30万円(100万円以上のもの) 融雪式 50万円(150万円以上のもの)	雪下ろしの必要のない屋根の克雪化。 市指定山間過疎地域内の住宅のみ対象。		建設維持課住宅係	0763-23-2022
	住宅用太陽光発電システム設置補助	5万円	住宅用太陽光発電システムを設置した場合(最大出力2KW以上)		エコビレッジ推進課	0763-23-2050
	ペレットストーブ等設置補助	対象経費の1/2 補助限度額20万円	木質ペレットストーブもしくは薪ストーブを設置		エコビレッジ推進課	0763-23-2050
	生ごみ処理機購入補助	補助額:購入価格(税抜)の1/2 補助限度額:①電動式5万円 ②埋込式5千円 ③密閉式 3千円	電動式生ごみ処理機やコンポストを購入		生活環境課	0763-23-2035
上市町	住宅取得支援	【若年世帯定住促進事業】 新築・増築・改築 又は購入した場合 40～100万円 ※中古住宅を取得した場合は、半額 《子供加算補助》 中学生以下の子供1人当たり20万円 《太陽光発電システムの設置》 太陽光発電システム:最大10万円 蓄電池付太陽光発電システム:最大25万円	【対象者】 夫婦の年齢の合計が80歳未満の世帯又は世帯主が40歳未満で配偶者のいない世帯 s【加算要件】 補助金交付申請時に世帯の構成員に中学生以下の子供がいる場合	http://www.town.kamiichi.tovama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=217	建設課管理建築班	076-472-1111 (内線318・319)
		【空家解消特別推進事業】 0円空家バンクに住宅等を登録した者による相続等手続及び不用品の処分並びに0円空家バンクに登録された住宅を取得した者を支援することにより、町内における定住の促進及び空家等の解消、まちの賑わい創出等を旨とする。 【空家登録者】 上限5万円(補助率10/10) 《住宅取得者》 定額50万円	【空家登録者】 ・空家等の相続等手続への費用 ・空家等の不用品処分への費用 【空家取得者】 空家バンクに無償で登録された住宅を取得した場合	http://www.town.kamiichi.tovama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=4779	建設課管理建築班	076-472-1111 (内線318・319)
	リフォーム支援	対象工事費の10% 最大10万円(三世帯同居世帯は最大15万円)	・町内在住世帯等が所有・取得する住宅に対して50万円以上のリフォーム工事をする場合。 ・住宅関連の工事を業としての業者のうち、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有するものによる工事 ・子供部屋の増築、屋根・外壁の改修、水回りの改修等	http://www.town.kamiichi.tovama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=1801	建設課管理建築班	076-472-1111 (内線318・319)
	上市町県外転入者空家改修事業	・県外転入者の空家改修 対象経費の2/3(限度額100万円)	【対象者】富山県外から上市町に転入(5年以内も可)し、古民家に5年以上居住することが見込まれる方 【対象空家】建築後30年を経過している次世代に継承すべき古民家(軸組工法、伝統的継手・仕口、貫、和瓦又はかや葺き屋根) ※改修後も伝統的の家屋要件を継続させるものであること	http://www.town.kamiichi.tovama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=4260	建設課管理建築班	076-472-1111 (内線318・319)
	木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事に要する費用に5分の4を乗じて得た額(上限100万円)	【対象住宅】 次の全てを満たす住宅であること。 ①木造1戸建て、2階建て以下のもの ②昭和56年5月31日以前に着工したもの ③在来軸組工法によるもの ④財団法人日本建築防災協会による一般診断法、精密診断法において耐震補強の必要があるとされた住宅	http://www.town.kamiichi.tovama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=211	建設課管理建築班	076-472-1111 (内線318・319)
	地域材活用促進事業	①県内産木材を使用した場合、製品の材積で1㎡当たり1万円 ②上市町産木材を使用した場合、製品の材積で1㎡当たり2万円(限度額30万円)	【対象住宅】 次の全てを満たす住宅であること。 ①1戸建ての木造住宅で、登記面積が100㎡以上 ②自ら居住するため新築又は増改築をするもので、県内産木材3㎡以上使用した建物 ③建築士が設計した建物	http://www.town.kamiichi.tovama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=1100	建設課管理建築班	076-472-1111 (内線318・319)
	フラット35【地域活性化型】	フラット35の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度	上市町若年世帯定住促進事業、上市町住宅リフォーム事業、上市町県外転入者空家改修事業のいずれかに該当すること	https://www.town.kamiichi.tovama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=3726	建設課管理建築班	076-472-1111 (内線318・319)
	ペレットストーブ導入促進事業補助	ペレットストーブ1台分の購入に要する経費の額の1/4以内の額(上限5万円)	上市町内に住所を有する個人又は上市町内に事業所を有する事業者等	https://www.town.kamiichi.tovama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=599	企画課企画班	076-472-1111 (内線223)

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)

URLをクリックすると関連ホームページにつながります。



市町村	区分	補助額	要件	URL	お問合せ先	お問合せTEL
立山町	住宅取得 リフォーム 支援	基本額10万円+加算額の合計又は補助対象経費の1/2のいずれか低い額 【加算額】 ・県外から転入 40万円 ・空き家情報バンクに登録された物件 20万円 ・町内施工業者が施工 10万円 ・新たに三世代同居をする 同居30万円 近居20万円 ・立山町内で就労 10万円	・令和3年4月1日以後の契約に基づき取得又はリフォームした住宅 ・住宅取得等に要する費用が100万円以上 ・居住部分の延べ面積が70平方メートル以上 【加算要件】 ・県外から転入(いずれにも該当すること。) ①富山県内に住民票を異動する直前に、連続して5年以上、県外に在住していたこと。 ②住宅取得等に係る契約を締結した日において、転入日から3年以内であること。 ※県外から県内の他市町村に転入し、3年以内であることを含む。 ・空き家情報バンクに登録された物件(いずれにも該当すること。) ①立山町空き家情報バンクに登録された空き家を購入又は購入後にリフォームすること。 ②立山町空き家情報バンクに利用登録を受けた者が住宅取得等を行うこと。 ③リフォームの場合、物件を購入してから1か月以内にリフォームに係る契約を締結していること。 ・町内施工業者が施工 町内に本店又は主たる事業所を有する法人又は個人による施工であること。 ・新たに三世代同居をする 三世代以上で同居又は近居をするために、新たに住宅取得等を行うこと。 ※リフォームに係る契約については、住宅所有権を持つ者の子世帯も補助対象者となることができる。 ・立山町内で就労 補助金の交付申請日において、世帯員のいずれか1名異常が立山町内の事業所で勤務または町内で起業していること。	https://www.town.tatevama.tovama.jp/teivu/jiusuru/5285.html	企画政策課 地域振興係	076-462-9980
	住宅取得 リフォーム 支援	行政ポイント(たてポカードポイント) 基本ポイント15万ポイント 【加算ポイント】 中学生以下の子ども(胎児を含む)がいる 5万ポイント/人(上限15万円)	・若年世帯であること(結婚して10年以内であり、夫婦のいずれかが42歳以下) ・令和2年4月1日以後の契約に基づき取得又はリフォームした住宅 ・住宅取得等に要する費用が100万円以上 ・居住部分の延べ面積が70平方メートル以上	https://www.town.tatevama.tovama.jp/teivu/jiusuru/5285.html	企画政策課 地域振興係	076-462-9980
	住宅取得 リフォーム 賃貸 引越 支援	住居費と引越費用を合算した額(上限30万円) ※住居費とは 物件の新築・購入費、リフォーム費、賃料、礼金、共益費、仲介手数料	・新婚世帯であること(令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に結婚した夫婦で、婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下の世帯) ・新婚世帯の所得(直近の所得証明書による所得)を合算した額が400万円未満であること。	https://www.town.tatevama.tovama.jp/teivu/jiusuru/5285.html	企画政策課 地域振興係	076-462-9980
	リフォーム支援	給湯器等を旧来型から高効率設備へ交換設置の際の、費用の20%に相当する行政ポイントを付与 (※ベレットストーブ、薪ストーブは新規設置も含む)	・三世代同居住宅(もしくは2km以内の近居) ・町内に本店・支店・営業所等の事務所を有する法人又は町内の個人事業者による施工	https://www.town.tatevama.tovama.jp/soshikikarasagasu/juminka/kankyo_chiikizansenkakari/1/3/1081.html	住民課 環境・地域安全係	076-462-9963

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)

URLをクリックすると関連ホームページにつながります。



市町村	区分	補助額	要件	URL	お問合せ先	お問合せTEL
入善町	住宅取得支援	取得額の50% (上限 住宅60万円、宅地50万円) (子育て世帯は住宅・宅地それぞれに加算10万円) (里山地域で小学生6年生以下の子どもを養育する世帯には加算50万円)	空き家バンクを利用した契約者	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/zyosei/machizukuri/sumai/1/1857.html	住まい・まちづくり課	0765-72-3841
		新築又は取得額の50%(上限 60万円) (子育て世帯は加算10万円) (里山地域で小学生6年生以下の子どもを養育する世帯には加算50万円)	・2親等以内の家族と同居 ・1親等以内の家族と同一行政区内に居住する近居	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/zyosei/machizukuri/sumai/1/1854.html	住まい・まちづくり課	0765-72-3841
		取得費と引越し費用(上限 30万円)	結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯(※他公的補助事業優先)	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/kekkon/tetsuzuki/2130.html	結婚・子育て応援課	0765-72-1853
	リフォーム支援	改修費の50%(上限 50万円) (子育て世帯加算10万円) (里山地域で小学生6年生以下の子どもを養育する世帯には加算50万円)	空き家バンクを利用した契約者 賃貸、購入住居の改修	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/zyosei/machizukuri/sumai/1/1857.html	住まい・まちづくり課	0765-72-3841
		改修費の50%(上限 60万円) (子育て世帯加算10万円) (里山地域で小学生6年生以下の子どもを養育する世帯には加算50万円)	2親等以内の家族と同居	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/zyosei/machizukuri/sumai/1/1854.html	住まい・まちづくり課	0765-72-3841
		改修費(上限 30万円)	結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯(※他公的補助事業優先)	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/kekkon/tetsuzuki/2130.html	結婚・子育て応援課	0765-72-1853
住居費及び引越費用の補助	①賃貸住宅の入居にかかる初期費用(敷金、礼金、仲介手数料、賃料1ヵ月分) ②新居入居にかかる引越費用 ①+②=上限30万円	結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/kekkon/tetsuzuki/2130.html	結婚・子育て応援課	0765-72-1853	
朝日町	家賃補助 (民間賃貸アパート)	月額賃料の1/2(上限額1万円)×最長3年間	・1人世帯は対象外 ・公的賃貸住宅、社宅、親族等が所有する住宅は対象外	http://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/kensetsu/1449206958224.html	建設課	0765-83-1100 (内線245)
	家賃補助 (空家バンク登録住宅)	月額家賃の1/2(上限額2万円)×最長3年間	・1人世帯は対象外 ・社宅、親族等が所有する住宅は対象外	http://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/kensetsu/1449206958224.html	建設課	0765-83-1100 (内線245)
	住宅取得促進補助 (宅地)	購入費の10%(上限額50万円)	・親族等から取得した土地は対象外	http://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/kensetsu/1449206958224.html	建設課	0765-83-1100 (内線245)
	住宅取得促進補助 (新築・中古住宅・建売住宅・増改築)	工事費、購入費、リフォーム費の10% (上限額:20万円、120万円、170万円) ※世帯区分に応じて上限額が異なります	・親族等から取得した住宅の購入費は対象外 ・リフォームは売買契約日から6ヶ月以内に町内業者と工事請負契約を締結したものに限り、増築は建築確認申請を併せものにする	http://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/kensetsu/1449206958224.html	建設課	0765-83-1100 (内線245)
	既存住宅リフォーム補助 (転入世帯同居型)	リフォーム費の20%(上限額70万円)	・現に1世帯が居住する住宅をリフォームし、2親等以内の直系親族が転入する場合に限る ・町内業者が施工するリフォーム工事に限る	http://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/kensetsu/1449206576074.html	建設課	0765-83-1100 (内線244)
	空き家財道具等処分費補助	補助対象経費の2分の1(限度額10万円)	・年度内に処分が完了すること ・処分については町内業者を利用すること ・過去に当該補助金の交付を受けた事がない住宅であること	https://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/iujin_kodomo/iuteiu/1467345169993.html	住民・子ども課	0765-83-1100 (内線154)